

医療分野の賃上げ支援のご案内

厚生労働省は、医療分野で働く皆さまの賃金改善を図るため、令和7年12月分から令和8年5月分の賃金改善を支援します。

■支援の方法

賃金改善を図る医療分野の事業所の皆さまに給付金を支給します。

対象施設	給付額
病院	1床あたり 84,000円
有床診療所（医科・歯科）	1床あたり 72,000円 ※2床以下は1施設あたり150,000円
無床診療所（医科・歯科）	1施設あたり 150,000円
訪問看護ステーション	1施設あたり 228,000円
薬局	1施設あたり 70,000円～145,000円

この給付金を活用して賃金改善を実施していただきます。

■賃金改善の方法

令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当します。

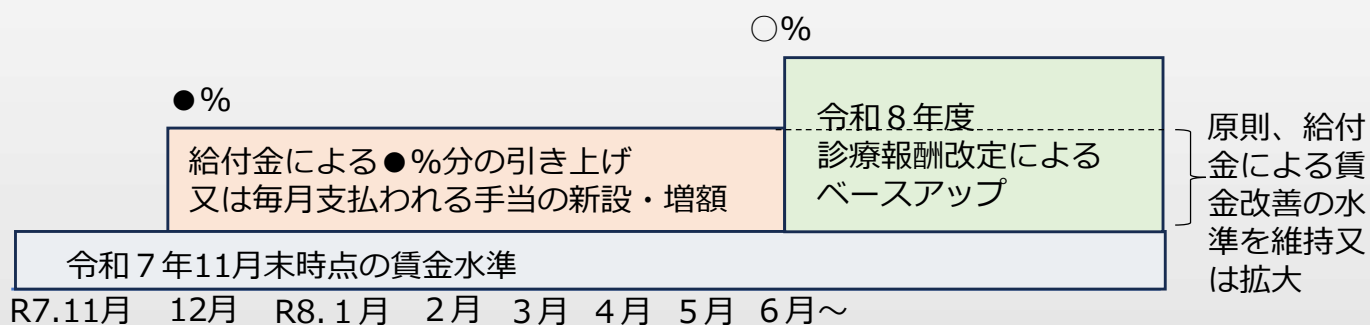
賃金改善の方法	考え方
ベースアップ（※1）	令和7年12月から 令和8年5月までの間実施
一時金・特別手当（※2）	直ちにベースアップが困難な場合は 令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給 4月・5月はベースアップ（※1）を実施

（※1）基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

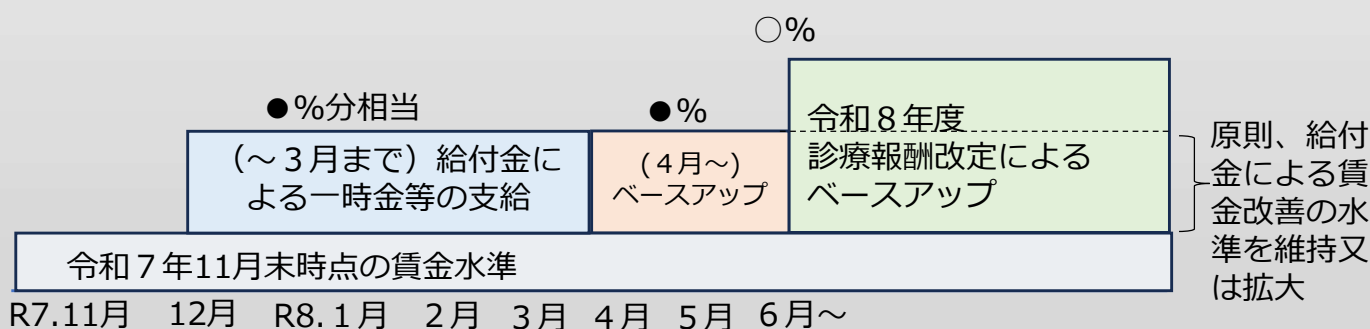
（※2）令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

賃金改善のイメージ

【ベースアップ（※1）を実施する場合】



【一時金・特別手当（※2）とベースアップ（※1）を組み合わせる場合】



（※1）基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

（※2）令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

Q 給付金の申請はいつまでにどこへ行えばよいですか。
また、要件はありますか。

- 病院は2月2日から国の専用ウェブサイトでの申請受付を開始しました。
- 診療所等は都道府県ごとにスケジュールが異なりますので、都道府県のHP等をご確認ください。
- なお、原則、ベースアップ評価料を届け出ている施設が対象となります。

Q 賃金改善の結果は報告が必要ですか。

- 給付金を活用した賃金改善の結果は令和8年8月頃に報告を行っていただきます。



詳細は、厚生労働省ホームページもしくは各都道府県のホームページをご覧ください。

医療機関等における
賃上げ・物価上昇支援事業



医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業